

指定緊急避難所開設ガイド（台風および集中豪雨編）

台風や集中豪雨による暴風雨災害が起こる可能性がある場合、大磯町は警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）に達した時点で、国府小学校を指定避難所として開設する事があります。それとともに石神台では自治会が、**石神台会館を指定緊急避難所**として開設します。指定緊急避難所に避難する場合の注意事項が御座いますので、必ずご確認ください。

開設ガイド

■基本的な考え方

指定緊急避難場所（石神台会館）は、災害から命を守るために緊急的に避難する場所のことです。滞在や生活する場所ではありません。

■具体的なガイド

項目	具体的なガイド
開設	警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）で、指定避難所が開設された時
受入体制	自治会会長及び防災部
受入対応	<ul style="list-style-type: none"> ・場所の提供（机と椅子） ・避難及び災害情報の提供（テレビ及びラジオ、MCA無線による情報）
閉 設	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル4（避難勧告、避難指示）発令後で避難者が来なかった場合 ・警戒レベル4から3に変更、風雨が落ちついたことが判断できた場合 ・避難勧告が解除された場合

■注意事項

避難する者は、“以下のことをお守りください！”

- ・避難所への移動に際し、援助なくとも自律的に避難でき、また自分で帰還できるものとする。
- ・避難所への移動に際し、避難経路で発生した事故について避難者自身で責任を持つものとする。
- ・被災や避難所の情報を自ら収集して、最善の避難行動を取ることに努めるものとする。
- ・食糧及び飲料を自分で用意するものとする。着替えやタオルは自分で持ち込むものとする。
- ・近隣に声がけて複数人で避難行動を行うなど、自ら安全な行動に配慮するものとする。

☆自治会では指定緊急避難所にて、場所の提供と情報収集の手段を準備します。例えば、以下の四点。

- ・テレビによる気象情報と被災状況収集
- ・MCA無線での災害対策本部との交信
- ・町役場発信（HP、twitter、防災情報メール、防災行政無線、防災行政無線ダイヤル）情報
- ・トランシーバーによる石神台地域の被災状況収集と非常時支援の要請

本ガイドは、2019年度第8回街区役員会にて決定された避難所開設ガイドに基づいて作成したものである。